

(参考) 賃貸借契約書に追記する特約のひな型について

家賃低廉化補助対象の専用住宅に係る賃貸借契約書について、下記の特約事項と同様の内容を追記頂きますようお願い申し上げます。

甲：賃貸人 乙：賃借人

(特約事項)

第〇条 第〇条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

- 1 乙が、偽りその他不正の手段により入居したときは、賃貸借契約を解除する。
- 2 乙は、本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 3 乙は、本物件を物置、ごみ置場等の居住目的以外に使用してはならない。
- 4 乙は、本物件への入居当初からの同居者以外の者を同居させようとするとき（出産の場合を除く。）は、杉並区長の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、婚姻、養子縁組、出産、離婚、離縁、死亡、転出、氏名変更等が生じたときは、変更内容を杉並区長に届け出なければならない。
- 6 乙が退去する際に、引き続き同居者が入居しようとするときは、甲に通知しなければならない。
- 7 乙は、毎年度6月末までに、入居者資格確認申請書を区長に提出しなければならない。
- 8 杉並区セーフティネット専用住宅等家賃低廉化補助金交付要綱（令和5年12月15日杉並第50103号。以下「要綱」という。）に基づき補助金が甲に交付される場合においては、第〇条の規定に関わらず、乙が甲に支払うべき額は頭書（○）に記載する家賃の額から当該補助金の額を控除した額とする。
- 9 甲が要綱に規定する補助の申請手を怠り、又は適正に行われずに補助金が交付されないこととなった場合には、第〇条の規定に関わらず、乙は、頭書（○）に記載する家賃の額から、甲が当該申請手を怠らず又は適正に行っていたならば交付されるべき補助金の額を差し引いた額を甲に支払えば足りる。ただし、乙の責に帰すべき理由がある場合においてはこの限りではない。

※「第〇条」及び「頭書（○）」については、各契約書に合わせて適宜修正して記載してください。